

【資料1】

報告事項 ア 第8次市高齢者保健福祉計画の「8つの取組みの視点」
に基づく事業の実施状況等について 補足説明資料

1. 運営体制の充実と情報発信の強化

○地域ケア会議事業

- ・市内 7 か所に設置している地域包括支援センターは「個別ケア会議」、
「小地域ケア会議」を開催する。

【個別ケア会議】

各地域包括支援センターの所管区域内で、課題を抱えている高齢者等の個別事例について解決に向けた検討を行うもので、必要に応じて開催。

【小地域ケア会議】

行政区、公民館区、中学校区等の小地域単位で、高齢者などが抱える課題の解決に向けた検討を行うもので、必要に応じて開催。

- ・市内 7 か所に設置している地区保健福祉センターは「中地域ケア会議」を開催する。

【中地域ケア会議】

地区保健福祉センターの所管区域における高齢者等が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うもので、年2～4回程度開催。
⇒各地区保健福祉センター単位の中地域ケア会議においては、現在までに徘徊模擬訓練や医療介護塾の開催など実施しており、地域の実情に応じた取組みを実践している。

- ・市（事務局は地域包括ケア推進課）は「地域包括ケア推進会議」を開催する。

【地域包括ケア推進会議】

全市の高齢者が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うもので、年2～3回程度開催。

○地域包括支援センター運営事業

- ・地域包括支援センターとは
平成 18 年 4 月の介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されている。

いわき市では、市内7箇所の地域包括支援センターの運営を「特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき」へ委託している。各地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置している。

【主な事業内容】

- ① 介護予防ケアマネジメント
介護保険認定申請において、要支援と認定された高齢者等への介護予防ケアマネジメントを行うもの。
- ② 総合相談支援事業
各地域の高齢者相談窓口として、保健・医療・福祉の関係機関及び民生委員、地域のボランティア団体等との連携を密にしながら、高齢者が適切なサービスを受けられるよう努めているもの。
- ③ 権利擁護事業
高齢者が地域で安心して生活できるよう関係機関・団体と連携しながら、判断能力等を欠く認知症高齢者に対する権利侵害及び高齢者虐待の予防等に対応しているもの。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント
高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現できるように、医療と介護の連携の基盤づくりや介護支援専門員に対する支援に努めているもの。
- ⑤ 認知症の方やその家族を支援する業務
認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うとともに、認知症初期集中支援チームにおける連絡・調整・訪問等の業務を行うもの。

〇つながる・いわき事業

いわき市が目指す「地域包括ケアシステム」の姿やその理念について、医療・介護の関係者のみならず、いわきで暮らす全ての方に対しても共有できるように、各種媒体を活用して情報発信をおこなうもの。

【主な取組みについて】

- ① ポータルサイト igoku（いごく）の運営

市内の高齢者に関する様々な取組みや元気な高齢者の情報を発信するために開設されたポータルサイト。

② フリーペーパー「紙のいごく」の発行

後期高齢者の方など、インターネットや SNS を利用しない方への情報発信の方法として、紙媒体で情報発信を行うもの。ポータルサイトで発信したもののの中から、選りすぐりの内容や特に知っていただきたいものをピックアップして発行している。

③ 体験学習型イベントの開催

現在までに「地域づくり講演会」の開催や、参加者が人生の最後をよりよく過ごす方法を考えるきっかけづくりとなるよう、直接的に体験し、学習するようなイベント「いごくフェス」として実施している。

○権利擁護事業

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護分野の中核機関として権利擁護・成年後見センターを設置し、権利擁護に関する支援を行っている。

○地域ケア会議の充実

「個別ケア会議」による具体的な事例や課題を積み上げ、地域ごとに開催される「小地域ケア会議」、「中地域ケア会議」の開催から、最終的には市として開催する「地域包括ケア推進会議」、「介護保険運営協議会」等での地域課題の共有や解決を図るもの。

○様々な媒体による情報発信

いわき市における地域包括ケアシステムについての情報発信を目的として、ポータルサイト「igoku」をはじめ、フェイスブックや「紙のいごく」の発行、また、体験型イベント「いごくフェス」の開催による普及啓発を行うもの。

2. 安心して暮らせる住まい環境の整備

○高齢者保健福祉計画に基づく施設整備

「市高齢者保健福祉計画」に基づき、在宅生活が困難な高齢者が、待機することなく施設に入所できるよう施設整備するもの。

今後もサービス需要の増加や認知症高齢者の増加など、多様な生活課題を抱える高齢者の増加に対応するため、適切なサービス提供基盤の整備を行う。

○高齢者住宅リフォーム給付事業

身体機能が衰えた高齢者の住宅の改良工事が必要と認められる場合に、住宅改造費用の給付を行う事業。対象者は以下のとおり。

- ① 肢体または視覚障がい 1・2 級の身体障がい者手帳をお持ちの方で、日常生活を営むうえで介助を要する方
(ただし、3 級以下の複数の障がいにより 2 級の認定を受けている方を除く)
- ② 療育手帳 A をお持ちの方で、日常生活を営むうえで介助を要する方
- ③ 60 歳以上の方で、日常生活において介助を要する方

○高齢者住宅リフォームに係る相談

高齢者等の在宅生活を支援するため、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携し、チームとして住宅改造に関する相談を受ける。(チーム方式により各地区保健福祉センターに週 1 回から 2 回配置。)

○国の防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策

近年の自然災害が頻発する中、災害発生時に重要インフラ機能が維持できるように、平時 から万全の備えを行うため、国が 3 年間の達成目標を設定した上で取り組むもの。

○ 台風 19 号の被害に伴う復旧

令和元年台風 19 号及び 10 月 25 日豪雨により被災した、市内介護サービス事業所等の事業再開に対する支援を図り、被災事業所等の早期復旧及び市内介護サービス等の確保を図るもの。

3. 地域で支える仕組みづくりの推進

○住民支え合い活動づくり事業

地域住民や企業など多様な主体による生活支援サービスの充実を目指し、地域で暮らす高齢者をはじめ、子育て世代、子供や障がい者など何らかの関わりやつながりを必要としている方々にどのような支援が求められているかを共に考え、それに対して「できる・やりたい・必要」と考える「住民支え合い活動」の創出を支援するもの。

○あんしん見守りネットワーク活動事業

少子高齢化の進行や高齢者のみ世帯の増加、地域コミュニティの希薄化等により、世代間交流がない高齢者は地域内で孤立する傾向が強くなり、緊急に生活支援を必要とする状態になってからの発見や、孤独死の増加など社会的な問題となっている。

今後、地域で暮らす高齢者の自立した生活を支えていくためには、行政が提供する公的なサービスの利用はもちろんであるが、地域においても、地域の実情を理解している地域住民が主体となった見守り活動を展開することが重要となっていることから「あんしん見守りネットワーク活動事業」を市内各地で展開するもの。

対象者は、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、その他見守りが必要な高齢者（徘徊高齢者、虐待の疑いがある高齢者など）となっている。

○配食サービス

高齢者や重度身体障がい者の方に対して、栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供する事業を行うことにより、自立の促進、生活の質の確保、介護予防、孤独感の解消、安否確認を図るもの。

サービス利用については、1日1食として利用者負担額（利用者が事業者へ直接支払う分）は1食あたり350円（原材料費相当）となっている。

○「つどいの場」会食事業

高齢者の低栄養等による活動量の低下や体力低下を予防するとともに、孤独感の解消及び粗食の防止を図ることを目的として、「つどいの場」に参加する高齢者等を対象として、配食サービス事業所へ業務委託し、「つどいの場」開催場所へお弁当を届けるもの。

○多様な主体によるサービスの創出 ⇒ 詳細については「住民支え合い活動
づくり事業」

パンフレットやポータルサイトなど、様々な広報媒体を通じて協議体の活動を積極的に周知することで、住民主体の支え合い活動に対する機運の醸成や関心がある市民の参加を促していきたい。

また、地域住民や生活支援コーディネーターの働きかけにより、身近な圏域での生活支援の更なる創出とともに、生活支援で実働するサポーターの確保、地域のつなぎ役であるコーディネーターのスキル向上などの人材育成を図る。

4. 健康づくり・介護予防の推進

○介護予防ケアマネジメント支援会議

自立支援と重度化防止を強化する観点から、リハビリ専門職等のアドバイスを活かし、より介護予防に資するケアプラン作成や支援を検討するもの。

この会議を通して専門職のスキルアップ、ケアマネジメントやケアの質の向上、会議参加者によるネットワーク構築を目的としている。

※アドバイザー職種として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、地域包括支援センター職員（主任介護支援専門員、保健師）など

○シルバーリハビリ体操事業

介護予防への意識の醸成と、誰もが気軽に介護予防活動に参加できる地域づくりを目指し平成21年度から事業展開しているもの。

高齢者の筋力維持・増加、関節可動域の拡大、日常生活動作の改善を図るため、地域住民がより身近な地域で介護予防活動に参加できるよう、地域の体操教室棟への体操指導士を派遣するとともに、体操指導士の養成を実施している。

※体操指導士・・・保健医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者

○つどいの場創出事業

介護保険法の改正により、自治体主導ではなく住民主体の介護予防活動を推進するという指針が示され、高齢者を主とした地域住民の集まる場を「つどいの場」と定義された。その「つどいの場」の円滑な運営や新たなつどいの場の創出に資することを目的として「つどいの場創出事業」を実施している。

「つどいの場創出事業」については、社会福祉法人いわき市社会福祉協議会、特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわきに業務委託している。また、各地に「つどいの場コーディネーター」を配置し、地域資源の整理、コーディネート支援、「つどいの場サポーター」の養成、はたらきかけ支援、つどいの場運営支援、関係機関との情報共有等を役割としている。

○介護予防・生活支援サービス事業

平成 26 年度の介護保険法改正により、要支援 1、2 と認定された方を対象とする予防給付サービスのうち、「訪問介護」及び「通所介護」が、全国一律のサービスから市が実施する「総合事業」と位置付けられた。

※「総合事業」・・・①介護予防訪問介護相当サービス

平成 26 年度の介護保険法改正前までに介護事業所が提供してきた介護予防訪問介護と同水準のサービス

②介護予防通所介護相当サービス

平成 26 年度の介護保険法改正前までに介護事業所が提供してきた介護予防通所介護と同水準のサービス

③生活援助サービス

少子高齢化の進行により、増加する介護ニーズに対して介護人材の不足が懸念されているが、介護人材の底上げを目的として、市が主催する研修修了者（無資格者）が高齢者宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物などの生活援助を実施するもの。

④短期集中予防サービス

専門職による個別の機能改善プログラムを短期的（3～6か月）に集中して実施するもの。生活行為の改善を図り、自宅での在宅生活の継続を図ることを目的として、運動・口腔・栄養改善に係る個別指導を実施するもの。

※ 参入事業者が不足している「通所型短期集中予防サービス」については、サービス利用を終了した利用者が、地域活動（シルバーリハビリ体操やつどいの場への参加、就労、ボランティア等）に移行した場合、サービス事業者に対して、インセンティブ（報奨金）を支払う取組みを導入。「利用者の地域活動への移行の促進」や「通所型短期集中予防サービス事業者の新規参入の促進」等を目的とし、自主的な介護予防を推進している。

5. 生きがいづくりと社会参加の促進

○いきいきシニアボランティアポイント事業

高齢者の自主的な介護予防活動及び地域福祉活動等を積極的に奨励・支援するため、市が指定するボランティア等の活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品等に還元することにより、当該高齢者自身の社会参画の促進並びに介護予防の推進と本市における地域包括ケアの推進に寄与することを目的として事業実施しているもの。

- ・対象者

市内に住所を有する介護保険第1号被保険者（65歳以上の高齢者）

- ・対象となる活動

- ① いわき市シルバーリハビリ体操指導士としての指導活動
- ② いわき市高齢者見守り隊としての見守り活動
- ③ いわき市住民支え合い活動づくりモデル事業のサポーター活動
- ④ 認知症カフェ「オレンジカフェ以和貴」でのボランティア活動
- ⑤ いわき市つどいの場創出支援事業の支援対象となる団体のサポーター活動
- ⑥ 市が指定した福祉施設（高齢者、障がい者、児童関連）でのボランティア活動

- ・ポイントの還元

いわき市の特産品等、障がい者施設等の授産品等、いわき市施設利用券等からポイント数に応じて選択できるものとしている。

○シルバー人材センターの活動支援

「シルバー人材センター」は就労を通じた高齢者の生きがい対策の観点から、その窓口機能を担う組織として重要であり、行政としても引き続き支援する。また、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、新規の顧客獲得を目指すなど、センターの自主的な活動の促進を図る。

○シルバーフェア（シルバー文化祭）の開催

※特に本文以外に補足するものなし

6. 介護人材の確保・育成と介護サービスの充実

○福祉介護人材定着支援事業

高齢化の進展により介護サービスに対する需要が高まる中、介護業界においては、職員の離職率が高く、改善策が喫緊の課題となっているため、職場環境の改善を促し、介護職員の定着率向上を目指すもの。

・ 各種セミナーの開催

介護人材の確保と育成を図るため、役職や経験年数に応じたセミナーを開催し、職員の職場定着率を高める取組みを行っている。特に、将来のチームマネジメントを担うことが想定される中堅層の介護職員に対するキャリアパスや、現場のリーダー等の育成等に寄与するセミナーによる介護人材の質の向上を図っている。

○外国人介護人材の活用の検討

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設が拡充するような支援等を国の方針等に基づき検討する。

○介護の仕事の魅力向上

介護職については「仕事がきつい」、「賃金が低い」、「将来に不安がある」といった否定的なイメージがあり、人材の参入の阻害要因ともなっていることから、イメージ向上のために、介護の仕事の魅力を発信している。

なお、特に将来にわたる介護人材の確保対策として、担い手となる小中学生、高校生に対しては、介護職に対して正しい認識のもと肯定的なイメージを持ってもらうため、重点的に取り組むこととしている。

○優良事業表彰制度

※特に本文以外に補足なし

7. 医療と介護の連携強化

1. 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

○医療と介護連携促進部会

毎年、年間で2～3回開催している。

医師、看護師、ケアマネージャーや行政など多職種の代表者からなるもので、多職種連携の強化を図るため、課題や施策を検討する。

・協議内容（第1回目）

- (1) 昨年度の取組み状況と今年度の取組みについて
- (2) 資源把握（在宅医療・介護連携情報リスト）について
- (3) 相談支援（在宅医療・介護連携支援センター活動報告等）について

2. 地域の医療・介護資源の把握

○「在宅医療・介護連携情報リスト」

在宅医療・介護連携に必要となる項目について、「医療と介護連携促進部会」において協議を行い、平成29年度末に「在宅医療・介護連携情報リスト」を市ホームページで公表を開始した。

掲載しているのは、病院、診療所、歯科診療所、薬局、介護サービス事業所（福祉用具貸与・販売事業所を除く）。

令和元年度の「医療と介護連携促進部会」において、より使いやすいものとするため、リストのマップ化に向けた作業として、掲載情報の協議を行った。

3. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

○「いわき医療圏退院調整ルール」運用評価会議

毎年ルールの運用状況や課題を確認するためにアンケート調査を病院及びケアマネージャーに対して行っており、その結果を踏まえ、

- (1) ケアマネ会議
- (2) 病院会議

の個別会議を経た後に、ケアマネ・病院合同会議を行っていたが、令和元年度については(1)(2)を開催せず、参加者の負担軽減や効率化のため、合同会議のみ開催した。

・ルールの改正点について

ケアマネが作成し、病院に提出した「入院時情報提供書」について、「病

院から病院に転院したケース」や、「病院から老健施設等に転院したケース」などにおいて、受け渡しがされるようなルールに改正。

4. 在宅医療・介護連携に関する相談支援

○「在宅医療・介護連携支援センター」

当該支援センターは、医療、福祉、介護等専門職からの相談窓口であるため、医療・介護連携について実務経験を有する看護師かつ介護支援専門員の有資格者1名、社会福祉士等の有資格者1名、事務員1名を配置している。

・主な業務

(1) 在宅医療に関する専門相談窓口

医療・介護等のサービス提供者からの在宅医療・介護に関する相談に対して、情報提供や支援・調整を行う。

(2) 地域の医療・介護資源の把握

医療・介護資源（医療機関・訪問看護ステーション等）の情報を集約し、関係機関の連携、調整に活用できるよう情報提供を行う。

(3) 多職種・多機関の連携推進のための研修

地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、多職種向けの研修会を開催し、顔の見える関係づくりを推進する。

(4) 市民への普及啓発

在宅医療・介護への理解を深めることを目的に、各地区で啓蒙活動を企画する。

なお、令和元年度は業務を市医師会に委託していたが、職員の退職等により、令和2年度から市直営で業務を行うこととなった。

5. 医療・介護関係者の研修

○「在宅医療推進のための多職種研修会」

毎年2回、医師、看護師、薬剤師、ケアマネージャーなど多職種の方を集めて開催している。

・主な研修内容

(1) 在宅医療、がんの症状緩和や認知症の基本理解等に係る講義

(2) 参加者によるプレゼンテーション

(3) グループワーク

6. 地域医住民への啓発活動

○「在宅医療出前講座」

令和元年度の実施状況は以下のとおり。

日時	場所	講演者	演題	参加数
10/26 (土)	みんなの 交流館	箱崎 秀樹 先生	「総括発言」	14
		大根田 実 先生	「外に飛び出す医療」	
		加藤 健 先生	「健康に長生きするために必要な知識」	
11/9 (土)	岡小名集 会所	石井 俊一 先生	「総括発言」	51
		戸田 直 先生	「危険な不整脈とそうでない不整脈」	
		高萩 周作 先生	「認知症かな？と思ったら」	
11/16 (土)	中岡集会 所	緑川 靖彦 先生	「あなたの寿命は」	3
		小松 典男 先生	「健康に長生きするために必要な知識」	
	神谷公民 館	山内 俊明 先生	「総括発言」	35
		小野 利夫 先生	「糖尿病は現代人の宿命？」	
1/25 (土)	大野公民 館	木村 守和 先生	「総括発言」	28
		渡辺 毅 先生	「福島労災病院の現状～市民に知って いただきたいこと」	
		中野 庄内 先生	「健康で長生きするための知識と安心 して暮らせる地域づくり」	
	高久公民 館	山内 俊明 先生	「総括発言」	45
		二村 浩史 先生	「こんな症状も甲状腺の病気なの？」	
		石井 まり 先生	「食物アレルギーについて」	
計				176

7. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

○関係市町村との連携

(1) 県中医療圏

「県中医療圏退院調整ルール」運用評価会議への参加

→令和元年度は、10/16 開催予定であったが、東日本台風の影響により中止

(2) 相双医療圏

「いわき医療圏退院調整ルール運用評価会議」への招待

福島県相双保健福祉事務所・・・保健技師

楢葉町社会福祉協議会・・・主任看護支援専門員

双葉町地域保活支援センター・・・所長

8. 認知症対策の推進

○認知症サポーター養成講座の開催

認知症サポーターとは・・・認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。特別な職業や資格ではなく、サポーターは、自分の日常生活の中で認知症への理解と支援の心をもって行動するもの。

認知症サポーター養成講座は、令和元年6月に内閣府が決定した「認知症施策推進大綱」の中の具体的な施策「認知症に関する理解促進」に定められており、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深めることを目的としている。

○認知症初期集中支援チームの設置

認知症の専門医や専門職が、認知症の疑いのある方や認知症の方に早期に関わり、医療機関への受診や介護サービスの利用等に繋げ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築するもの。

平成28年6月より設置しており、専門職による訪問活動と月1回程度の会議を開催している。

主な専門職・・・認知症専門医、サポート医、看護師、作業療法士、
薬剤師、保健師、精神保健福祉士等

○認知症カフェ事業

認知症の方とその家族の方が、認知症によって生じた生活の変化・混乱・漠然とした不安感等を、同じ立場の方と共有、共感することで解消することができ、専門職等の配置により最初の相談窓口として適切なケアに結び付けることができるほか、地域住民の交流の場を創設することで、認知症の正しい知識の普及啓発を図り、認知症の方とその家族を地域で支える体制の構築を目的に、市民が気軽に立ち寄れる場所を「認知症カフェ」として「オレンジカフェ以和貴」を設置している。

○認知症多職種協働研修会

認知症の方が状態に応じて適切な医療・介護・福祉の支援を受けることができるよう、認知症の人の支援に携わる専門職や行政関係者を対象として、認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を相互に理解し、認知症の方が必要とする支援を役割分担的且つ総合的に提供できるようにすることを学べる場として、研修会を開催するもの。

○小学生向け認知症教室の開催

四倉・久之浜大久地区で始まった取り組みであり、平成30年度から市内全域で展開している。認知症サポーター養成講座の一環であり、認知症に対する先入観がない小学生のうちから、認知症は誰にでも起こりうる身近な疾患であることや、認知症の人への関わり方を学ぶことで、認知症に関する正しい知識と理解の促進を目的としている。

○VR 認知症体験会

認知症が身近な疾患となりつつあるなか、その対策は医療福祉関係にとどまらず、交通・住宅・消費生活など市民生活全般にわたる喫緊の課題となっており、認知症になっても出来る限り本人が望む場所で暮らし続けることができる社会の実現に向けて、認知症の方やその家族など当事者の視点に立った取り組みが求められてきている。

VR 認知症体験会は、上記の背景を踏まえ、新たな視聴覚デバイスであるVR 機器を活用し、自身の視覚・聴覚で認知症の症状を疑似体験することで「本人の視点」を理解し、共生社会の推進の一助となることを目的としている。